

災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書

大阪市福島区（以下「甲」という。）とJパックス株式会社（以下「乙」という。）および、セツカートン株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時におけるダンボール製品の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙及び丙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 甲及び乙並びに丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲及び乙並びに丙は、各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成27年5月25日

(甲) 大阪市福島区大開1丁目8番1号
大阪市福島区長

(乙) 八尾市太子堂2丁目5番38号
Jパックス株式会社
代表取締役

(丙) 伊丹市東有岡5丁目33番地
セッツカートン株式会社
代表取締役